

**M I C E施設整備基本方針策定支援業務  
公募型プロポーザル説明書**

**1 業務の概要**

- (1) 業務名  
M I C E施設整備基本方針策定支援業務
- (2) 業務内容  
別紙「M I C E施設整備基本方針策定支援業務基本仕様書」のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結日から令和8年3月31日まで

**2 概算事業費**

本業務に係る費用は、9,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

**3 担当部署**

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局観光政策部M I C E戦略担当（本庁舎5階）  
T E L 082-504-2602（直通）  
F A X 082-504-2253  
E-mail mice@city.hiroshima.lg.jp

**4 全体スケジュール**

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ・ 公示日           | 令和7年 6月10日（火）     |
| ・ 質問受付期限        | 令和7年 6月17日（火）     |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和7年 6月24日（火）     |
| ・ 提案書提出期限       | 令和7年 7月 7日（月）     |
| ・ 審査（ヒアリング）     | 令和7年 7月11日（金）（予定） |
| ・ 審査結果通知        | 令和7年 7月16日（水）（予定） |

**5 応募資格**

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という）の必要な条件は、次のとおりとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めない。

(1) 単体企業の応募資格

- ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。
- イ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ウ 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- オ 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- カ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記アからオの条件をすべて満たしていること。

(2) 共同企業体の応募資格

ア 共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。

イ 構成員のすべてが(1)アからオを全て満たすこと。

ウ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、(1)アからオの条件をすべて満たしていること。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※ 共同企業体の場合は、構成員ごとに、ア及びイを提出すること。

再委託する場合は、再委託予定事業者ごとに、イを提出すること。

ア 応募資格確認申請書（様式1） 1部

イ 5の応募資格の(1)イに該当していることが確認できる書類

① 広島市税の納税証明書（写し可） 1部

「〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

② 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書「その3の3」（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

③ 本市に納税義務がない場合は、広島市税の納税証明書にかわる申立書（様式7） 1部

本市に事業所を有しないこと等が確認できる書類（登記の写し等）も添付すること。

ウ 共同企業体結成届等（様式2-1、2-2、2-3） 各1部（共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。）

※ 応募資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までに締結し、共同企業体結成届等を添付すること。結成されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

(2) 提出期間

公示日から令和7年6月24日（火）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年9月26日条例第49号第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出先

3の担当部署

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年6月17日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 3の担当部署

ウ 受付方法 質問書（様式 6）に記入の上、電子メール又は F A X で提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き 4 日以内に質問者に直接回答し、3 の担当部署において、令和 7 年 7 月 7 日（月）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

## 8 提案書等の作成と提出

(1) 提案書の記載項目

様式 5 のとおり。

(2) 提出書類

次のア、イ、ウを提出すること。

ア 提案書正本（様式 3（正本用表紙）＋様式 5） 1 部

イ 提案書副本（様式 4（副本用表紙）＋様式 5） 1 0 部

ウ 共同企業体結成届等（様式 2－1、2－2、2－3） 各 1 部

（応募資格確認申請書提出時に提出しなかった共同企業体に限る。）

(3) 留意事項

ア 提案書は 1 者 1 提案とし、2 以上の提案書が提出された場合は失格とする。

イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

ウ 提案書の正本用表紙（様式 3）には、提案者名（所在地、企業名、代表者職氏名）等を記載すること。ただし、提案者名等の記載は正本用表紙（様式 3）のみとし、副本用表紙（様式 4）には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）

エ 提案書（様式 5）には提案者（提出者）名を記載しないこと。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(4) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和 7 年 7 月 7 日（月）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

(5) 提出先

3 の担当部署

(6) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 9 ヒアリングの実施

M I C E 施設整備基本方針策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書の提出者を対象にヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの実施日は、都合により変更する場合がある。

また、提案書の提出者が 5 者を超える場合は、書類審査による一次選定を行うため、ヒアリングの実施日を延期することがある。

(1) 実施日

令和 7 年 7 月 1 1 日（金）（予定）

- (2) 場所・時間  
別途通知する。
- (3) 持ち時間  
1 提案につき 30 分（提案書説明 20 分、質疑応答 10 分）
- (4) 出席者  
出席人数は 3 名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。
- (5) 留意事項  
実施日は予定のため、詳細は応募者に別途通知する。  
ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。

## 10 審査

- (1) 審査方法  
審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、審査委員会において、受託候補者特定基準に基づいて行う。
- (2) 受託候補者特定基準  
別紙「受託候補者特定基準」のとおり。
- (3) 受託候補者の特定
  - ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（総計の 6 割）に達していないと判断された場合においては、受託候補者として特定しない。
  - イ 最高得点者が 2 者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- (4) 審査結果の通知  
受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。
- (5) 審査結果の公表  
契約の締結後、速やかに応募者数、最高得点者の商号又は名称と総得点について、広島市ホームページにおいて公表する。

## 11 契約

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。
  - ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
  - ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、3 の担当部署に提出したとき。  
なお、履行保証保険契約の締結にあたっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると契約の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。
  - イ 契約保証金免除申請書（本市のホームページからダウンロードできる。）を、3 の担当部署に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の①から③までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。
  - ① 契約を締結しようとする日から過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同

じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

② 広島市税について滞納がないこと。

③ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、3の担当部署に申請すること。

## 12 その他

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (4) 提案書に記載した従事予定者の変更は、原則として認めない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合で、本市の了解を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 応募資格を満たしていない者のする提案書提出は無効とする。
- (8) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外で提案者に無断で使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (9) 別紙「MICE施設整備基本方針策定支援業務 基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式5を添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。